



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2016年
10月

秋の講座もお見逃しなく！まず一番手は…

「DV加害者の心理と被害者支援」

日時：11月16日(水) 10:00～12:00

場所：筑紫野市生涯学習センター 3階 視聴覚室

夫婦（元夫婦）間・パートナー間の暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。内閣府の調査によると、4人にひとりの女性が何らかの暴力を経験したことがあると答えています。

なぜ暴力は起こってしまうのでしょうか？DV加害者の更生プログラムや暴力未然防止教育に取り組んでいる講師に加害者と被害者の心理についてお話しいただき、DVを防止するためにはどうしたらいいのかを考えます。

講師：原 健一さん

（佐賀県 DV 総合対策センター所長）

【活動履歴】

2001年「メンズサポートふくおか」設立。DV加害者男性に対し非暴力ワークプログラムを実施。福岡県内の精神科病院内にDV被害者女性を支援するために「DV外来」を設置。自らも心理士としてカウンセリングにあたる。03年「熊本県DV加害者研究チーム」研究員。05年より高校生向け「DV未然防止教育」の授業を担当。07年4月より現職。

申し込み方法：電話でお名前と電話番号をお知らせください。

託児：有（先着10名まで 要事前予約）

申込・問い合わせ先：筑紫野市男女共同参画推進課

TEL (092) 918-1311



11月12日から11月25日まで「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。内閣府は、毎年11月12日～11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、女性に対する暴力の根絶を呼びかけており、各地で様々なイベントが催されます。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、特に、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、人身取引、セクハラ、ストーカー行為等女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画を推進していく上で克服すべき重要な課題です。筑紫野市では、この期間にセミナーを開催します。



「筑紫野市男女共同参画推進条例」施行10年！＜団体からのメッセージ＞



＜筑紫育ジネット＞

私たち「筑紫育ジネット」は、筑紫野市で育ジ講座が始まった翌年に発足し、今年で5年目を迎えます。今まで女性の専売であった「育兒」に少しでも理解と協力をと始めた育ジ講座の趣旨を汲み、保育所訪問を始めて4年目になります。

元気な園児から若さとエネルギーをもらって楽しく遊んでもらっているジイ・バアです。興味がある方はいつでもご連絡ください。

筑紫育ジネット 代表 松本 新



9月の「就職サポートセミナー（実践編）」終了！



お疲れさま！

毎年行っている、女性対象の「就職サポートセミナー」。

妊娠・出産などを機に離職した女性が再度就職するには、まだまだ難しい状況です。

では、何が女性の再就職を阻んでいるのでしょうか？どうしたらより就職に結びつくのでしょうか？参加者と一緒に、社会の動向や自分の今後の働き方を考えながら、実践的に働きだせるよう、今年も昨年に引き続き、ハローワーク福岡南と福岡県福岡労働者支援事務所とのトリプル共催で開催しました。

「自分らしく働くために～仕事を始める前準備から求人への応募まで～」

9月8日（木）10:00～12:00



＜1日目 講座風景 講師 ハローワーク福岡南＞

2日目は、応募先いかに自分をアピールしていくか、就職活動に向けてより実践的で体験的な内容となりました。キャリア・コンサルティング技能士の資格をお持ちで、かつ会社を運営されている安藤さゆりさんを講師にお迎えし、採用担当者の目線からお話いただきました。参加者でのグループワークでは、企業が採用したいと思う人物像を考察し、会いたいと思わせる応募書類の書き方や実際の面接で聞かれる内容を考え、模擬面接授業も行いました。また、講座終了後、希望者のみ福岡県女性職業紹介事業への仮登録会も行い、これからの就職活動に向けての大きなはずみとなりました。

1日目は、ハローワーク福岡南の子育てナビゲータの奥村章子さんから、就職活動の心構え、自己理解、就職活動の方法、求人票の見方など、求人への応募までの基本事項を総合的に学びました。また、ハローワーク福岡南の統括指導官の藤田公道さんからは、筑紫地区の有効求人倍率や職種別の採用件数と希望件数の相違などを通して、現在の労働市場の動向なども分かりやすく解説していただきました。参加者の皆さんも最初は緊張気味でしたが、自己紹介やグループワークも行う中で、緊張も徐々にほぐれていきました。

「私のアピールポイント～応募書類作成から面接対策まで～」

9月9日（金）9:30～12:00



＜2日目 講師 安藤さゆりさんと面接実践風景＞

女性センター相談室のご案内



ひとりで悩んでいませんか？

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）相談は無料です。秘密は守ります。

TEL (092) 918-1311

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

＜発行＞：筑紫野市市民生活部男女共同参画推進課

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3（生涯学習センター内）

TEL：092-918-1311 FAX：092-923-0416 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

条例施行10周年を振り返っての団体からのメッセージは今月で終了です。